

河津町保健福祉センター会議室等  
新型コロナウイルス感染症対策に基づく施設利用基準

令和5年3月13日(改正)  
河津町福祉介護課

1 使用対象者

町職員等を除く方が、次の施設を利用するときに適用します。

2 対象施設

| 施設区分     | 内容   |
|----------|--|
| 保健福祉センター | ふれあいホール、教養娯楽室、調理実習室<br>生活指導室、相談室、ボランティア団体室 |

3 利用時

利用者のマスク着用は、本人の判断とする。

(利用を控えていただく方)

- ①利用者は、当日、自宅などで全員検温していただき、体温が平熱よりも高い方
- ②発熱がなくても、風邪の諸症状がある人、体調の悪い人

(活動や行動を避ける内容)

- ①会議・練習会・ミーティング及び1箇所に集中しての休憩など、集団が密集する行動

(利用者の義務)

- ①利用前・利用後には換気をし、使用中1時間毎に5分以上の換気
- ②利用終了後及び帰宅後、必ず手洗い、うがいの励行
- ③各種団体は、利用者を把握すること。

(管理者の義務)

- ①利用者の感染リスクを軽減する措置(消毒薬の用意など)をとること